

## 気象警報等の発表時における措置について【改訂版】

和歌山市に気象警報等が発表されたときの生徒の登下校については、下記の要領で対応してください。

### 1 警戒レベル3以上の暴風、大雨、土砂災害、大雪のいずれかの警報が発表されている場合

登校前に上記の警報が和歌山市に発表されている場合は自宅で待機し、その後、警報が解除された場合は、以下のように対応してください。

※ 午前6時の段階で警報が発表されている場合、給食はありません。  
なお、台風などの接近が予想される場合、前日に連絡する場合があります。

※ 警報が発表されていない場合、今後警報の発表が予想される場合、または地域の状況により危険と判断される場合は、登校の一時見合わせや休業の措置をとることもあります。

レベル2注意報発表の場合は、平常通り授業を行います。

(1) 午前9時00分(ちょうどを含む)までに警報が解除された場合  
速やかに登校させてください。3限まで授業を行います。

(2) 午前9時00分(ちょうどを除く)を過ぎても解除されない場合  
終日臨時休業とします。

### 2 和歌山市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 臨時休業とします。
- 翌日以後については被害状況等により判断します。

### 3 和歌山県沿岸に津波警報・大津波警報が発表されている場合

- 臨時休業とします。
- 警報が解除された場合は、1と同様です。

### 4 生徒在校時に警報等が発表された場合

- 生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、教職員の指導のもと下校の措置をとります。
- 生徒が安全に帰宅できないと判断した場合は、危険性がなくなるまで学校待機とします。なお「レベル4危険警報」・「レベル5特別警報」発表時は原則として学校待機とします。

### 5 教育委員会からの特別な措置があった場合

- テレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置や対応が報道された時は、その情報や指示に従ってください。

### 6 その他

- 警報が解除された場合でも、次のようなときは登校を見合わせ、その旨を担任に連絡してください。  
※ 各家庭、地域の被害状況からみて、保護者が登校困難と判断したとき  
※ 通学路状況からみて、保護者が危険、又は登校困難と判断したとき
- 気象警報等の発表時は電話回線が混雑し、学校での対応が困難となる場合がございます。つきましては、本事項をご確認いただき、各家庭にてご判断いただきますようお願い申し上げます。

◎本事項は、本校ホームページにも掲載しております。